

## 住民監査請求（区民センターの施設使用料）監査結果について（概要）

平成25年2月25日付けで提出された住民監査請求について、別添のとおり決定し、請求人に通知しました。

### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

市長は地方自治法（以下「法」という。）第149条において、市長の担当事務として規定されている9項目の内次の項に違反している恐れがある。

違反項目は、第3号使用料の徴収及び第7号公の施設を管理することである。

具体的には各区に存在する区民センターにおける催事（ここではダンスパーティの事例）において条例に定める使用料を全額徴収せず、それだけ大阪市の収入（税外収入）を減少させている。

鶴見区民センターにおける一例を説明するが、区民センターでは使用料の徴収において、使用にあたって入場料の類を徴収しないものの料金と徴収するものの料金に区分され、また日曜、土曜、休日の使用料は2割増とされている。

情報公開請求により入手した資料によると、大ホールの使用団体（以下「A団体」という。）が平成23年12月10日に平成24年6月10日日曜日の使用申込みを行っており、この場合入場料は無となっている。

従ってその使用料は、入場料の類を徴しないものの料金で日曜日の使用の2割増19,560円となる。

ところで、この鶴見区民センターの場合のみならず、どの区民センター等においてもダンスパーティでは主催者（使用者）は、何がしかの入場料を徴収して実施している。通例ダンスパーティは、主催者が事業として実施しているから当然のことである。

鶴見区民センターでもダンスパーティにおいて入場料を徴収していることは担当者も確認しており、またダンスパーティ業者が宣伝のため配付しているチラシ等の印刷物にも入場料（会費など名称は様々）を明記していることからこのことは明らかである。

以上の状況から、ダンスパーティを開催している区民センターでは、申込段階で使用者が「入場料を徴収しない場合」で申込みしているが、大阪市役所関連部署の各段階でなんらチェックされることなくそのまま通過し、そのため本来「入場料を徴収する場合」の使用料を徴収しない状況が続いている。（徴収すべき額との差は、土、日、祭で約1万円）

これは健全な行財政運営のためには、税外収入の確保、強化も重大な要因であることを考えると、いかに金額及び頻度が少ないものとはいえ看過しえないことである。このようなことが大阪市役所行政の一部であれ、まかり通っていることは、大阪市役所行政全般に種々不正、違反行為があるのではないかとの疑念がわく。

以上の行為は、最終的には市長の法違反に当たると思われる。

昨年春頃よりこの問題について、市民局に対し問題提起し、又市長あてにも頻回に亘り書状を出してきたが、本件について未だ（平成24年11月下旬現在）なんら具体的に改善の兆しが見られていないのは、市民として誠に遺憾である。

即ち依然、法違反及び関連職員のミス、怠慢により意図せざる歳入不足が続いているのである。

以上は平成24年11月26日付けの大阪市公正職務審査委員会宛書面と同じ内容であり、市長の法律及び条例違反の是正、本件に関する市長の見解公表、本件関連職員に対する罰則措置などの必要な措置

を請求する。

なお、市長の法律違反是正については、条例どおり使用料を徴収することの他、実情に合わせ使用料徴収に関する条例の改定もありうることを申し添える。

## 2 請求の受理

- ・ 本件請求は、平成24年6月10日にダンスパーティ（以下「パーティ」という。）で鶴見区民センター（以下「同施設」という。）を使用した者が、参加者から入場料を徴収しているにもかかわらず、同施設の指定管理者が、コミュニティ振興施設条例（以下「条例」という。）で定めるところの「入場料その他これに類する料金を徴収する場合」（以下「入場料等を徴収する場合」という。）の使用料を徴収していないため、実際に徴収した使用料との差額分の損害が本市に発生しているにもかかわらず、本市職員が請求権の行使を行うなど何らの対応も行っていないことが、違法に財産（債権）の管理を怠る事実にあたるとしてなされたものと解され、法第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

## 3 監査の結果

- ・ 事実関係の確認、監査対象区等の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。
- ・ 本件請求においては、同施設の利用者から徴収した使用料について、適正な使用料より少なく、本市にその差額分の損害が発生していることが合理的に疑われるべき具体的な事情があった場合には、本市職員に具体的な調査をすべき職務上の義務があると言うべきであり、それにもかかわらず、何らの対応も行っていない場合は、違法不当となる場合があると言うべきである。
- ・ そして、調査の結果、本市に損害が発生していることが明らかであるにもかかわらず、債権を行使していない場合は、不行使を正当化する特段の事情がない限り財産（債権）の管理を怠るものとして違法となると言うべきである。
- ・ この点、監査対象区は、同施設の使用料の適用に関して、指定管理者から送付される使用申込書の控えにより、入場料無となっていることを確認し、また、本件については、市民からの通報等もあったため、指定管理者を通じて、同施設の利用者であるパーティの主催者に対し、参加者から徴収しているのは会員に対する会費である旨確認したうえで、監査対象局の従来の方針に照らし、「入場料等を徴収しない場合」に該当すると判断しており、処理に誤りはなかった旨説明する。
- ・ また、監査対象局は、監査対象区から、指定管理者を通じて確認した内容について報告を受け、本件については、サークルの構成員や仲間同士で金銭を出し合って施設を借りて活動するようなケースとして、「入場料等を徴収しない場合」に該当すると判断できる旨説明する。
- ・ これらの説明等からすれば、本件使用料の徴収については、同施設の使用料の区分が、条例の規定に基づき「入場料等を徴収する場合」及び「入場料等を徴収しない場合」の2段階設定となっており、それ以上に詳細な基準等が存在していない中で、監査対象区は、指定管理者から送付される使用申込書の控えに記載された入場料の有無により、一定、使用料の区分を判断していると評価できるのであって、明らかにこれに反する事実は見受けられなかったのであるから、直ちに本市に損害が発生していることが合理的に疑われる事情があるとまでは言えない。
- ・ また、市民からの通報等を受けて、監査対象区は、使用者が参加者から徴収しているのは会員からの会費である旨確認したうえで、監査対象局が示す従来からの考え方と同様の考え方により、「入場料等を徴収しない場合」に該当すると改めて判断しており、監査対象局においても、監査対象区からの報告を受け、「入場料等を徴収しない場合」に該当すると重ねて判断していると評価できるのであって、明らかにこれらに反する事実はいかなるものでもなかったのであるから、職務上の調査義務がありながら、何らの対応も行っていないような違法不当事由はいかなるものでもない。

- ・ そうすると、いずれにしても、本市職員に違法な財産（債権）の管理を怠る事実があるとは言えない。

#### 4 結論

- ・ 以上の判断により、請求人の主張には理由がない。（棄却）

（意見）

- ・ 本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、監査対象局の認識にもあるように、同施設をはじめとした区役所附設会館は、さまざまな使い方がなされるようになってきており、使用料の適用についても、施設の設置目的や利用の向上を十分考慮したうえで、適正な適用が行われることが重要である。
- ・ 現在の条例は、使用料の区分を「入場料等を徴収する場合」と「入場料等を徴収しない場合」の2種類に区分するのみであり、さまざまな利用実態に対して合理的に使用料を適用し得る明確な定義、基準等が存在していないことが、使用料の適用において、市民の疑念を招く原因になるとも考えられるので、監査対象局は、速やかに、使用料の区分について詳細な基準を策定するなど明確化を図り、適正な運用を行われたい。
- ・ また、請求人が主張するところではないが、今回の監査では、入場料等を徴収しない場合でも、実質的に営利を目的とした利用と考えられる利用実態も見受けられるので、監査対象局は、公益性の高い利用との差別化について、入場料等を徴収するのか否かという外形的な条件による使用料の区分のみならず、さまざまな観点から十分検討を進められたい。